

求職者支援制度の見直し内容

① 職業訓練受講給付金の世帯収入要件の緩和

- ・ 配偶者や親と同居している者の訓練受講を容易にするため、**現行の世帯収入の要件（月25万円以下）を「月30万円以下」に引き上げる。**

② 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和

- ・ **訓練受講に配慮が必要な者**（就労経験が少ない者や育児・介護中の者）の受講促進を図るため、これらの者に限り、**欠席の理由を証明できない場合であっても、訓練実施日の2割までは欠席を認める。**

③ 通所手当の支給対象の拡大

- ・ 職業訓練受講手当（月10万円）の支給対象とならない者のうち、**収入が一定額以下の者（※）**について、訓練受講を容易にするため、**新たに通所手当のみを支給する。**

（※）本人収入12万円以下、世帯収入34万円以下

（注）職業訓練受講給付金＝職業訓練受講手当（月10万円）＋通所手当＋寄宿手当

④ 訓練対象者の拡大

- ・ 職業能力の向上を希望する非正規雇用労働者の主体的なスキルアップを促進するため、「**働きながらスキルアップを目指す者**」についても**訓練対象者に追加する。**

⑤ 訓練基準の要件緩和

- ・ 在職中の求職者、育児・介護や健康上の事情を抱える者の他、自身に不足する必要なスキルを学び早期の再就職を希望する離職者の訓練受講を容易にするため、**短い期間や時間の訓練コースの設定を可能とする。**

【訓練期間】 2か月～6か月→2週間～6か月、【訓練時間】 月100時間以上→月60時間以上